Г.,	発注課等		発注見通しの公表欄			契約締結前公表欄		契約締結後の公表欄						
No.	発 注	E課寺	業務の名称	業務概要等	発注時期	選定方法(基準)	決定方法	契約件名	契約の相手方 (住所・名称)	契約締結日	契約期間 (履行期限)	契約金額	契約相手方とした理由(選定理由)	
19		羽黒庁舎 総務企画課 62-2111 (内線212)	羽黒庁舎管理等業 務委託(長期継続 契約)	1. 用務員業務 ①施設清掃等の日常管理 ②敷地内の緑砂の日常管理 ③日常用品の補充等 ④庁舎出入口の除雪 等 2. 管理業務 ①戸軽届財受付 ②電話対受受領 ③電話対見回り・施錠開錠 3. トイレ清掃業務	令和5年7月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 167条の2第1項第3号 に該当する高年齢者の 雇用の安定に寄与できるシルバー人材セン ターで所在地が鶴岡市 内であること。	見積書比較 又は特師意 (契約	羽黒庁舎管理等 業務委託(長期 継続契約)	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年7月26日	令和5年8月1日 ~ 令和8年7月31日	2,818,890円 令和6年度 4,222,170円 令和7年度 4,228,345円 令和8年度 1,412,887円	業務内容が軽微なものであることから、地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号に該当する者を選定する。 鶴岡市障害者就労施設等からの物 品調達方針に基づき作成された名簿 に記載された障害者就労支援施設 で、施設等の清掃の役務者、及び公益 投団法人鶴岡市シルバー人材セン ターに本業券の受託可否について FAXで開い合わせたところ、受託可 能と回答があった者は、公益社団法 人鶴岡市シルバー人材センターのみ であった。	
	課等名	土木課				地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号							本委託業務は、道路植栽等の除草作業の業務を行うものである。 株式会社feふぁーむは、地方自治法	
18	問い合わせ先	35-1403 (内線447)	道路植栽等の除草 業務委託	道路植栽桝の手作業による除草及 び運搬作業(年2回)	令和5年5月	に該当する、本市の障 害者就労施設等に登録 されている事業所及 び、高齢者等の雇用の 安定等に関する法律に 規定するシルバー人材 センターで、本案件の 履行が可能なものを選 定する。	見積書比較 又は特命 (一者)随意 契約	道路植栽等の除 草業務委託	鶴岡市黒川宇漆原 86番地 株式会社feふあーむ	令和5年5月22日	令和5年5月22日 ~ 令和5年11月30日	1,452,000円	施行令第167条の2第1項第3号に 該当する障害者就労施設で、本業務 は障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援し、業務を通じて施 設の利用者との交流が図られ、入所 者の日常生活能力の向上も期待で きることから、障害者の自立支援とし て、鶴岡市契約に関する規則第22 条の2第2項の手続きを行い、契約 の相手方とした。	
	課等名	廃棄物対策課	岡山環境パーク 場内外草刈業務	岡山環境パーク	処分場内、荒沢川東側土手、及び フェンス周辺等の草刈り及びツル草 取り、並びに除草剤散布作業 A=約70.00㎡		本市の「障がい者事業 主等名簿」に記載され たもののうち、本案件の 履行が可能な団体、高 齢者等の雇用の安定等	見積書比較 又は特命	岡山環境パーク	鶴岡市黒川字漆原		令和5年5月11日		地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号に規定する障害者施設関係 のうち障害者施設又は高年齢者の
17		25-2111 (内線716) 直通22-2849		期間: 令和5年5月22日~令和5年11 月30日 草刈×2回 除草剤散布×2回	令和5年5月	に関する法律に規定するシルバー人材センターのうち本市に所在地がある団体で、本案件の履行が可能なものを選定する。	(一者)随意 契約	場内外草刈業務	86番地 株式会社feふぁーむ	令和5年5月11日	~ 令和5年11月30日		雇用の安定に寄与できるシルバー人 材センターで所在地が鶴岡市内であ る団体より見積書を徴した結果、最も 低価であったため。	
	課等名	荘内病院管理課	荘内病院構内環境 整備作業委託業務		荘内病院構内の抜根除草作業		地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第3号 に該当する高年齢者の	4+ A D+ +-	在内病院構内環	鶴岡市美咲町26番1号	番1	令和5年4月18日		公益社団法人鶴岡市シルバー人材 センターは、地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第3号に該当する
16		26-5111		A=3181.6㎡ 作業日数5月7月9月の 3回	令和5年5月	雇用の安定に寄与できるシルバー人材センターで所在地が鶴岡市内であること。	特命随意契 約	境整備作業委託 業務	公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月18日	令和5年10月31日	546,000円	新21末の11末が11次まの11次まです。 団体であり、本委託業務は軽易な内容で高齢者の雇用機会の提供に適 した業務であることから、鶴岡市契約 に関する規則第22条の2第2項の 手続きを行い、契約の相手方とした。	

	発注課等		発注見通しの公表欄			契約締結前公表欄			契約締結後の公表欄					
No			業務の名称	業務概要等	発注時期	選定方法(基準)	決定方法	契約件名	契約の相手方 (住所・名称)	契約締結日	契約期間 (履行期限)	契約金額	契約相手方とした理由(選定理由)	
1!	課等名	朝日庁舎 総務企画課 53-2112 (内線308)	鶴岡市朝日庁舎施 設管理業務委託	朝日庁舎施設(建物及び敷地)の経 常的な維持管理業務 実施期間:令和5年4月3日~令和6 年3月31日 業務日数:243日	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する高年齢者の雇 用の安定に寄与できる シルバー人材センター で所在地が鶴岡市内で あること。	特命随意契約	鶴岡市朝日庁舎 施設管理業務	鶴岡市美咲町26番 1号 公益社団法人 鶴岡市シルバー人 材センター	令和5年4月3日	令和5年4月3日 ~ 令和6年3月31日	1,916,004円	公益社団法人鶴岡市シルバー人材 センターは地方自治法施行令第167 条の第1項第3号に該当する団体で あり、本業務委託は軽易な内容で高 年齢者に適した業務であることから、 高年齢者に適した臨時的及び短期 的な雇用の場の確保対策として、鶴 可定型の手続きを行い、契約の相手方 とした。	
14	課等名	都市計画課	鶴岡公園維持管理 業務委託	鶴岡公園において、公園内施設の維持管理(除草・修繕・剪定・雪囲い等)を行うもの。 期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日	令和5年4月	地方自治法施行令第1 67条の2第1項第3号 による随意契約とま 市の「障がい者事業十 等名簿」に記載件の履行 が可能な投務方と環境 る障害では、主 等名の内。本発務支援施 る政、主 を表表を提着 る政、主 を を の を の を の を の を の を の を の を の を の	見積書比較	鶴岡公園維持管 理業務委託	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	5,905,000円	当委託業務内容は、公園全体の清掃や除草作業、低木の剪定、雪囲いなどの単純労務作業が主となっており、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約とし、本市の「障がい者事業主等名簿」に記載された者の内、本家件の履行が可能な役務を提供互障害者通所施設援施設、鶴岡地学の大学で展開する法律に規定するシルバー人材センターで本市に所在ターに、本業務の受託可否について電子メールやFAXで問い合わせ、受託可能し積を発力と名を指名し、最低見積者と契約するもの。	
1:	課等名	都市計画課	赤川桜づつみ等維持管理業務	赤川河川緑地において、公園内施設 の維持管理(仮設トイレの給水、グラ ウンド等の整地、除草、桜づつみの 剪定等)を行うもの。 期間:令和5年4月1日~令和6年3 月31日	令和5年4月	地方自治法施行令第1 67条の2第1項第3号 による随意契約と事業 市の「障がい者事業 等名簿」に本義等の 第1に本義等、 等名簿」に本義等を提供 高 時間、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 に 、 を 、 に 、 に 、 を 、 に 、 を 、 に 、 に 、 を 、 に 、 に	見積書比較	赤川桜づつみ等維持管理業務	鶴岡市中野京田字 壱柳4番地1 鶴岡地区障害者通 所施設協議会	令和5年4月1日	令和5年4月1日 令和6年3月31日	951,500円	当委託業務内容は、緑地全体の清掃や除草作業、グラウンド整地などの単純労務作業が主となっており、地方自治法施航行令第167条の2第1項第3号による随意契約とし、本市の「障がい者事業主等名簿」に記載された者の内、本案件の履行が可能な投務を提供する障害者通所施設協議会及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人制度の表述を提定するシルバー人制度の大手である。	
1:	課等名	羽黒庁舎 総務企画課 26-8772	令和5年度羽黒コミュニティセンター 施設管理業務	一般管理業務、屋内清掃業務、草刈作業等、雪囲い・撤去作業、除雪作業期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する団体である鶴 岡市登録障害者就労施 設及び公益社団法人材セン ターから選定する。	又は特命	令和5年度羽黒 コミュニティセン ター施設管理業 務	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 令和6年3月31日	2,352,838円	本業務は、羽黒コミュニティセンターの利用者対応業務、清掃・環境整備業務等の軽易な内容であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体である鶴岡市会録障害者就労施設及び公益が加設人4億間市シルバー人材センターに対し、本業務の受託可否についてFAXで問い合わせ、受託可能との回答があった者は、公益社団法人鶴岡市シルバー人材センターのみであった。	

& 注册 位		発注見通しの公表欄			契約締結前公表欄			契約締結後の公表欄					
	枪汪 踩等	業務の名称	業務概要等	発注時期	選定方法(基準)	決定方法	契約件名	契約の相手方 (住所・名称)	契約締結日	契約期間 (履行期限)	契約金額	契約相手方とした理由(選定理由)	
	羽黒庁舎 総務企画課 : 26-8772	村環境改善セン	管理	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する団体である鶴 岡市登録障害者就労施 設及び公益社団法人鶴 岡市シルバー人材セン ターから選定する。	又は特命	農村環境改善セ	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	965,451円	本市の「障がい者事業主等名簿」に 記載された者の内、本案件の履行が 可能な役務を提供する障害者説労 支援施設、鶴岡地区障害者通所施 設協議会及び高齢者等の雇用の安 定等に関する法律に規定するシル バー人材センターで本市に所在があ る鶴岡市シルバー人材センターに本 業務の受託可否についてFAXで問い 合わせしたところ、受託可能と回答 があった者は、鶴岡市シルバー人材 センターのみであった。	
	羽黒庁舎 産業建設課 26-8776	創造の森施設管理 業務	施設の清掃、館外管理(草刈り、除草剤散布(機械持込み)、低木消毒、雷囲い設置 撤去、トラクター除雪(機械持込み)、樹木管理、剪定、芝刈り、外仕事等	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する百年齢者の雇 用の安定にある今できる シルバー人材センター で所在地が鶴岡市内で あること。	特命(一者) 随意契約	創造の森施設管 理業務委託	鶴岡市美咲町26-1 公益社団法人 鶴岡市シルバー人 材センター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1,542,272円	公益社団法人鶴岡市シルバー人材 センターは、地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に該当する団 体であり、高齢者等の雇用の安定等 に関する法律に基づく公益社団法人 として行政庁より公益性を認められ ており、高年齢者の軽易な接助して、 これらの者の能力の積極的な活用を 図り、もって高年齢者の福祉の増進 に資することを目的に設立された団 体である。本業務においては高年年 有に適した臨時的及び短期的な雇 用の場の確保対策として、鶴岡市 初に関する規則第22条の2第2項 の手続きを行い、契約の相手方とし た。	
	櫛引庁舎 総務企画課 57-2111 (内線219)	鶴岡市櫛引庁舎等 施設管理業務	櫛引庁舎・櫛引情報センターの 日常清掃及び庁舎管理業務 期間:令和5年4月1日~ 令和6年3月31日のうち平日毎日	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当し、所在である鶴岡 市内の団体である鶴岡 地区障害者通所施設協 議会及び高年齢者の雇 用の安定に一会を シルバー人材センター に受託可否の調査を し、受託可能と回答が あった2者より選定す る。	見積合わせ	鶴岡市櫛引庁舎 等施設管理業務 委託	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルパー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1,868,159円	鶴岡市シルバー人材センターは、地 方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に該当する団体であり、本業 務委託は整場な内容で高年齢者に 適した業務であることから、高年齢者 に適した臨時的及び短期的な雇用の 場の確保対策として、鶴岡市契約に 関する規則第22条の2第2項の手 続きを行い、契約の相手方とした。	
	櫛引庁舎 総務企画課 57-2111 (内線219)	鶴岡市櫛引庁舎電 話交換・受付案内 業務	休日夜間の櫛引庁舎への電話交換、受付案内業務委託 期間:令和5年4月1日~令和6年3月 31日	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する高年齢者の雇 用の安定に寄与できる シルバー人材センター で、所ごと であること	一者随意契約	鶴岡市櫛引庁舎 電話交換・受付 案内業務委託	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1,308,487円	鶴岡市シルバー人材センターは、地 方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に該当する団体であり、本業 務委託は軽易な内容で高年齢者に 適した業務であることから、高年齢者 に適した臨時的及び短期的な雇用の 場の確保対策として、鶴岡市契約に 関する規則第22条の2第2項の手	
	課等名 1 問い合わせ先 課等名 I 問い合わせ先 課等名 I 課等名 I 課等名 I	課等名 羽黒庁舎 総務企画課 1 問い合わせ先 26-8772	# 業務の名称 課等名 羽黒庁舎 総務企画課 令和5年度羽黒農 付環境改善センター施設管理業務 行環境改善センター施設管理業務 創造の森施設管理業務 創造の森藤	東等名 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	### 26	乗務の名称 業務概要等 発注時期 選定方法(基準) 選定方法(基準) 選定方法(基準) 選定方法(基準) 選定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 認定方法(基準) 物形5年4月 特理(表別)、除 令和5年4月 特理(表別)、除 李和5年4月 開助(合わせ先 26-8772	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	東著名	東京	東京	素務の名称 素務極要等 発注時期 選定方法(基準) 決定方法(基準) 決定方法(基準) 契約件名 契約の相手方 (性所・名称) 契約締結目 更約期限 (性所・名称) 契約締結目 (性所・名称) 契約締結目 (性所・名称) 契約締結目 (性所・名称) 契約締結目 (性所・名称) (性所・结称) (東京の名称 東京	

No.	発注課等		発注見通しの公表欄			契約締結前公表欄			契約締結後の公表欄					
No.			業務の名称	業務概要等	発注時期	選定方法(基準)	決定方法	契約件名	契約の相手方 (住所・名称)	契約締結日	契約期間 (履行期限)	契約金額	契約相手方とした理由(選定理由)	
7	課等名問い合わせ先		令和5年度健康の 里ふつくら施設管 理業務	施設の維持管理・清掃業務 作業日数192日間	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する高年齢者の雇 用の安定に高寄与できる シルバー人材センター で所在地が鶴岡市内で あること。	特命(一者) 随意契約	令和5年度 健康の里ふっくら 施設管理業務	鶴岡市美咲町26-1 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	734,976円	公益社団法人鶴岡市シルバー人材 センターは、地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に該当する団 体であり、本委託業務は軽易な内容 で高年齢者に適した業務であること から、高年齢者に適した実務であること から、高年齢者に適した環境で 短期的な雇用の場の確保対策とし て、鶴岡市契約に関する規則第22 条の2第2項の手続きを行い、契約 の相手方とした。	
6	課等名問い合わせ先	藤沢周平記念館 29-1880	鶴岡市立藤沢周平 記念館施設清掃業 務委託(日常清掃)	ち開館305日)	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 167条の2第1項第3号 に該当する高年齢者の 雇用の安定に寄与でき るシルバー人材セン ターで所在地が鶴岡市 内であること。	特命(一者) 随意契約	鶴岡市立藤沢周 平記念館施設清 掃業務委託(日 常清掃)	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	・朝2名体制で1 時間の場合: 2,214円(税別) ・昼1名体制で1 時間の場合: 870円(税別)	公益社団法人鶴岡市シルバー人材 センターは、地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に該当する団 体であり、本委託業務は軽易な内容 で高年齢者に適した業務であること から、高年齢者の雇用の場の確保対 策として、鶴岡市契約に関する規則 第22条の2第2項の手続きを行い、 契約の相手方とした。	
5	課等名問い合わせ先	選挙管理委員会事 務局 35-1766(直通)	山形県議会議員選 挙公報配布業務委 託	山形県議会議員選挙における選挙 公報の配布業務(配布区域:旧鶴岡 地域の市街地)	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する団体である鶴 間市登録障害者就労施 股、及び高齢者等の層 用の安定等に関する法 律に規定するシルバー 人材センターで本市に 所在地があり、本業務 が履行可能であること。	特命(一者) 随意契約	山形県議会議員 選挙公報配布業 務委託	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人鶴岡 市シルパー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月3日 ~ 令和5年4月8日	847, 419円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に該当する団体である鶴岡市 登録障害者就労施設、及び高齢者 等の雇用の安定等に関する法律に 規定するシルバー人材センターのう ち、本市に所在地があり本業務が履 行可能である鶴岡市シルバー人材セ ンターを、鶴岡市契約に関する規則 第22条の2第2項の手続きを行い、契 約の相手方とした。	
4	課等名問い合わせ先	選挙管理委員会事 務局 35-1766(直通)	山形県議会議員選挙ポスター掲示場 撤去等業務委託	・ポスター掲示場(鶴岡地域:220箇所)の設置後の巡回と破損等が生じた場合の修繕等 ・ポスター掲示場の撤去 ・投票所スローブの設置・撤去 ・開票所物品の搬入、搬出	令和5年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する団体である鶴 設、及び高齢者等の分 程に規定するシルバー 人材センターで本本に 所在地があり、本業務 が履行可能であること。		山形県議会議員 選挙ポスター掲 示場撤去等業務 委託	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人 鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ~ 令和5年4月19日	668,684円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に該当する団体である鶴岡市 登録障害者就労施設、及び高齢者 等の雇用の安定等に関する法律に 規定するシルバー人材センターのう ち、本市に所在地があり本業務が履 行可能である鶴岡市シルバー人材セ ンターを、鶴岡市契約に関する規則 第22条の2第2項の手続きを行い、契 約の相手方とした。	
3	課等名問い合わせ先	選挙管理委員会事 務局 35-1766(直通)	山形県議会議員選挙ポスター掲示場 設置等業務委託	・ポスター掲示場(鶴岡地域:219箇所)の設置 ・設置後の巡回	令和5年3月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する団体である鶴 岡市登録障許者等の法 股、及び高齢者等の法 律に規定するシルバー 人材センターで本市に 所在地があり、本業務 が履行可能であること。	特命(一者) 随意契約	山形県議会議員 選挙ポスター掲 示場設置等業務 委託	鶴岡市美咲町26番1 号 公益社団法人 鶴岡 市シルバー人材セン ター	令和5年2月24日	令和5年3月10日 ~ 令和5年3月31日	742, 948円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に該当する団体である鶴岡市 登録障害者就労施設、及び高齢者 等の雇用の安定等に関する法律に 規定するシルバー人材センターのう ち、本市に所在地があり本業務が履 行可能である鶴岡市シルバー人材セ ンターを、鶴岡市契約に関する規則 第22条の2第2項の手続きを行い、契 約の相手方とした。	

Г	200	発注課等		発注見通しの公表欄			契約締結前公表欄		契約締結後の公表欄						
No	発			業務概要等	発注時期	選定方法(基準)	決定方法	契約件名	契約の相手方 (住所・名称)	契約締結日	契約期間 (履行期限)	契約金額	契約相手方とした理由(選定理由)		
	課等名	温海庁舎 総務企画課	鶴岡市温海庁舎管 理業務委託	職員勤務時間外、及び週休日等に おける鶴岡市温海庁舎の管理業務 (来庁者への対応、電話交換、戸籍 届出受付、斎場使用に関する受付 等)	令和4年4月	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に 該当する団体である鶴 岡市登録障害者就労施 敗、並びに公益社団法 人鶴岡市シルバー人材 センターのうち、本業務 に対応可能であること。	特命(一者)		鶴岡市美咲町26-1 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セ ンター	令和4年4月1日	令机4年4月1日	令和4年度 2,048,585円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に該当する団体である障害者 就労支援施設、鶴岡地区障害者通 所施設協議会及び公益社団法人鶴		
2	問い合わせ先							鶴岡市温海庁舎 管理業務委託				2,056,065円 令和6年度 2,048,585円 総額	所施設協議芸及び公益社団法人 岡市シルバー人材センターに本業務 の受託可否について調査したとこ ろ、受託可能と回答した団体が公益 社団法人鶴岡市シルバー人材セン ターのみであったことから、鶴岡市契 約に関する規則第22条の2第2項の 手続きを行い、契約の相手方とした。		
	課等名	温海庁舎 総務企画課				地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号に						令和4年度 1,789,695円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に該当する団体である障害者 就労支援施設、鶴岡地区障害者通		
1	問い合わせ先	43-4611(直通)	鶴岡市温海庁舎日 常清掃業務委託	平日における鶴岡市温海庁舎の清掃業務(廊下・会議室等の床清掃、窓ガラス清掃、ゴミ回収等)	令和4年4月	該当する団体である鶴 岡市登録障害者就労施 敗、並びに公益社団法 人鶴岡市シルバー人材 センターのうち、本業務 に対応可能であること。	符明(一名)	鶴岡市温海庁舎 日常清掃業務委 託	鶴岡市美咲町26-1 公益社団法人鶴岡 市シルバー人材セ ンター	令和4年4月1日	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日	令和5年度 1,789,695円 令和6年度 1,789,695円	所施設協議会及び公益社団法人鶴岡市シルバー人材センターに本業務の受託可否について調査したところ、受託可能と回答した団体が公益社団法人鶴岡市シルバー人材センターのみであったことから、鶴岡市契約に関する規則第22条の2第2項の手続きを行い、契約の相手方とした。		